

救護活動に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人奈良県柔道整復師会(以下、「本会」という。)が定款第4条第1項第4号の県民の保健福祉の推進に関する事業である、)救護班の派遣に関する事業(以下、「救護派遣」という。)を、円滑に行うため規程を定める。

(対象)

第2条 奈良県及び県内の自治体並びにこれらに準ずる組織・団体が主催する県民の保健福祉の推進に関する各種スポーツ大会を対象(以下、「スポーツ大会」という。)とする。

2 前項の組織・団体とは、県教育委員会、県体育協会、その他県民の保健福祉の推進を目的とした組織・団体であって、本会理事会によってその対象とするかを定めるものとする。

(内容)

第3条 スポーツ大会の救護派遣にあたっては、主催者からの申請により必要な人材及び費用を支出する。

2 前項の費用については、理事会において定める当該年度の予算の総額の範囲内で支出するものとする。

(費用)

第4条 救護派遣に際し、必要な衛生材料と物品(以下、「物品等」という。)及び人件費に関しては、本会が負担するものとする。但し、物品等のみの提供はしないものとする。

2 前項の規程に限らず、主催者の定めにより主催者が必要な物品等及び人件費を負担する場合については、その費用を受けるものとする。

(申請)

第5条 救護派遣の申請は、本会が指定する申請書及び、スポーツ大会の大会要項等のスポーツ大会の趣旨を明記された書類を添付して、主催者より本会事務局へ提出するものとする。

2 前項の申請については、スポーツ大会の前日より起算して1か月前までの日に提出することとする。但し、当該日が本会休館日の場合は、翌開館日までとする。

3 前2項の申請に限らず、本会がスポーツ大会の趣旨に賛同したときには、主催者に救護派遣の申請を行うことがある。

(救護の内容)

第6条 スポーツ大会参加者の運動器の損傷(外傷)を負った者を対象に応急手当(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定められた業務の範囲)を実施する。

2 スポーツ大会の競技のルールに沿った応急処置をもって実施し、緊急を要する場合には医療機関への搬送の要請をするものとする。

3 救護派遣された者は、スポーツ大会の関係者及び競技者を兼ねることなく、救護に専念しなければならない。

4 救護派遣された者は、救護担当者であることを明らかにするために、本会指定の救護衣を着衣して救護を実施しなければならない。

(承認)

第7条 第4条の申請にあたっては、速やかに理事会で決議し主催者へ書面にて通知する。

2 救護派遣の日と、本会の事業が同日となった場合には、申請を受けられないことがある。

(研修等)

第8条 救護派遣に係わる会員には、柔道整復術の向上のため、学術研修会等により研鑽を積み、常に質の高い技術を提供できるよう努めるものとする。

附則

1. 本規程は、平成29年2月18日開催の理事会(平成28年度第7回理事会)において承認され、平成29年4月1日より施行する。

2. 第5条第1項「スポーツ大会の趣旨を明記された書類」と修正。

救護員要請申請書

公益社団法人奈良県柔道整復師会

会長 川口 貴弘 様

申込み団体名

代表者氏名

印

下記の通り貴会救護員の派遣を依頼致します

記

大会名称	
大会趣旨	
大会会場	会場名 T E L
	住所
開催日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加者	一般 ・ 学生 ・ 高齢 ・ 他 約 人
連絡責任者	氏名 役 職
	住所
	電 話 F A X
	携帯電話 アドレス
活動内容	応急処置 ・ コンディショニング ・ その他 ()
救護員人数	派遣希望数 人 希望会員氏名 ()
費用	有 償 (人 × 円)
	実 費 (交 通 費 ・ 衛 生 材 料 費 円)
救護活動場所	あ り (本 部 席 ・ 救 護 室 ・ そ の 他) ・ な し
医 師	常 駐 (医 師 名 看 護 師 名) ・ な し
駐 車 場	あ り (専 用 駐 車 場 ・ そ の 他) ・ な し
昼 食	あ り な し
傷 害 保 険	あ り な し

受付 年 月 日 () ・ 整理番号 担当支部

- ※ パンフレット及びプログラム等の資料をご提出ください
- ※ お申し込みは原則として1ヶ月前までをお願い致します